

商業登記規則等の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の概要

1 商業登記規則の一部改正

現行商業登記規則では、株式会社については、申出により、その代表取締役、代表執行役及び代表清算人の住所の一部を登記事項証明書及び登記事項要約書に表示しない措置（以下「一部非表示措置」という。）を講ずることができるとされているが（商業登記規則第31条の3）、規律の適用を全ての会社に拡大するとともに、一部非表示措置の対象者を会社の代表者（清算人等を含む。）及び支配人に拡大する改正を行う。

2 各種法人等登記規則等の改正

一部非表示措置の対象を会社以外の法人、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合に拡大するため、これらの登記に関する以下の法令において、上記の改正の対象となる規定を準用するなど所要の改正を行う。

- (1) 各種法人等登記規則
- (2) 特定目的会社登記規則
- (3) 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則
- (4) 投資法人登記規則
- (5) 一般社団法人等登記規則

3 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正

上記1及び2の措置について、登記情報提供サービス（注）においても同様の措置を講ずることとする改正を行う。

（注）インターネットを使用して登記情報を確認することができるサービスのこと。

第2 施行時期

令和8年12月予定